

第2章 本県の環境施策の概要

1 環境基本条例の制定

本県では、平成9年3月に秋田県環境審議会から①環境マインドの醸成やゼロエミッション社会の構築等といった新しい視点で環境を総合的にとらえる必要があること、②環境行政全体の道筋を明らかにするため、環境保全についての目標や基本方針を内容とした環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定をすべきであることを主な内容とする「21世紀に向けた環境政策のあり方について」の答申を受け、環境保全についての基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、さらには環境保全に関する基本的な事項を明らかにした環境施策の指針となる「秋田県環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を同年12月に制定しました。

2 環境基本計画の策定

(1) 第1次～第2次計画の策定

環境基本条例に基づき、その基本理念の実現に向け、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、「秋田県環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を平成10年3月に策定しました（計画期間：平成11～22年度）。

平成23年3月に第1次計画の期間が満了したことから、環境をめぐる状況の変化に対応するとともに、平成22年3月に策定された新たな県政運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」との整合性も図った上で、「環境先進県・秋田」を実現していくため、平成23年6月に「第2次秋田県環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました（計画期間：平成23～令和2年度）。

第2次計画は、県民総参加で環境に配慮した先進県を目指していくことを明確なメッセージとして伝えるため、「豊かな水と緑あふれる秋田～みんなで環境先進県を目指して～」をテーマとするとともに、環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、第1次計画でも掲げていた4つの基本方針（「共存」、「循環」、「地球環境保全」、「参加」）に基づき具体的な施策を展開してきました。

(2) 第3次計画の策定

第2次計画までの取組により、本県の環境の現状は、自然環境並びに大気、水質をはじめとした生活環境とともに、概ね良好に維持されてきました。しかしながら国内外の動向に目を向けると、気候変動、プラスチックゴミによる海洋汚染、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が顕在化しており、これらの危機を受けて脱炭素社会、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。

地球温暖化をはじめ環境・経済・社会の諸課題は密接に関連し、複雑化しており、それらを統合的に解決することが求められている中で、本県が有する豊かな自然環境を今後も適切に保全していくためには、これまでの取組に加え、国際社会の共通目標であるSDGsや国が掲げる地域循環共生圏の考え方を取り入れた施策を推進していくことが必要であることから、令和3年3月に「第3次秋田県環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました（計画期間：令和3～12年度）。

第3次計画では、「豊かな水と緑あふれる秋田」を次世代へ継承するため、県民、事業者、民間団体、行政の各主体のパートナーシップによる環境施策の推進を通じて、持続可能な社会の実現を目指します。

- 自然と人との共生可能な社会の構築
- 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成
- 地球環境保全への積極的な取組
- 環境保全に向けての全ての主体の参加

目指すべき環境像

豊かな水と緑あふれる秋田
～ みんなで持続可能な社会を目指して～